

第484回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和4年8月17日(水) 13時7分～14時11分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和4年8月3日(水)

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員(14人) 北田國一, 川岡勝義, 高橋勝盛, 濱松照行, 箱崎照男, 米田輝隆,
樋口元武, 下前清弘, 山田正通, 海野徹也, 川下求, 野田秀明,
高田幸典, 松下博紀

県(5人)	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 福地次長, 中林主査, 木村主査

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第36号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について

第37号議案 まきえ釣の委員会指示について

第38号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について

第39号議案 漁業許可に係る制限措置及び申請期間等の公示について

(2) 報告事項

山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について

(3) その他

全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動の結果について

6 議事の経過

13時7分、事務局の福地次長から第484回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し14名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、議事録署名者に米田委員と樋口委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第36号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について】

議長 第36号議案「一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第36号議案の提案理由を説明した。【提案内容は事務局から説明する旨発言】)

木村主査 (資料1により、備後地区の一枚建刺し網における操業制限に係る委員会指示について説明した。)

議長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

濱松委員 説明のあった経緯と制限により、現場での漁業調整が図られています。現状の制限を継続していくべきだと思います。

議長 他にありませんか。
なければ採決に移ります。第36号議案「一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしと認め、第36号議案は原案のとおり承認します。

【第37号議案 まきえ釣の委員会指示について】

議長 続いて、第37号議案「まきえ釣の委員会指示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第37号議案の提案理由を説明した。【提案内容は事務局から説明する旨発言】)

木村主査 (資料2により、陸からのまきえ釣に関する委員会指示について説明した。)

議長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

松下委員 まきえ釣を規制する主旨というのは魚の捕獲に対して、まき餌による魚の誘引力が大きいためということでしょうか。

福地次長 松下委員のおっしゃるとおり、まき餌は魚の誘引効果が高く、遊漁者に挙ってまきえ釣を行われると漁業者の経営を圧迫する側面があり、これが遊漁者のまきえ釣を規制している理由の1つになっています。

- 海野委員 これまでまきえ釣の委員会指示に対しての違反事例はあるのでしょうか。
- 福地次長 船からのまきえ釣が行われていたといった通報はありましたが、この委員会指示に関する違反の情報は受けていません。
- 松下委員 委員会指示によるまきえ釣の禁止区域について、一般遊漁者に対してどのように周知されているのでしょうか。ホームページからでしょうか。
- 福地次長 資料2の2ページから5ページにある禁止区域の内容をホームページに掲載して周知しています。関係する漁業権区域を色付けした拡大図も閲覧できるようにしています。電話で問い合わせをいただいた場合も、ホームページを閲覧できる環境であれば、具体的にご案内をしています。
- 松下委員 ホームページ以外はないのでしょうか。現地にまきえ釣禁止区域の表示はないのでしょうか。
- 福地次長 現地では携帯電話等から閲覧していただくか、漁協又は県庁に電話していただくかたちになります。
- 濱松委員 漁業者はまきえ釣の許可は受けているが、まきえ釣を行っていないのが現状です。最近では、遊漁者も餌のいらぬ疑似餌を使って釣りをしているのを多く見かけます。
- 米田委員 隣の山口県は遊漁者の船からのまきえ釣を禁止していないのに対し、広島県は禁止しています。このため、広島県の遊漁者は山口県まで行ってまきえ釣をするので、山口県の海区漁業調整委員から「広島県はマナーが悪い」と言われています。
- 松下委員 漁業者がまきえ釣を行っていないというのは漁業技術が発展したためでしょうか。
- 濱松委員 釣り漁業では生計を立てていくだけの漁獲量が見込めないため、専業の漁業者は網漁具での操業を主体としており、まきえ釣を行っていません。
- 松下委員 網漁業ではまき餌を使っていないのでしょうか。
- 濱松委員 網漁業ではまき餌は使いません。
- 川下委員 陸からのまき餌と船からのまき餌は、どういう違いで分けているのでしょうか。
- 福地次長 広島県では漁業調整規則で遊漁者の船からのまきえ釣を禁止しています。つまり、陸からのまきえ釣は解禁されているわけですが、委員会指示では漁業者にとって特に重要な釣漁場である第3種共同漁業権と第4種共同漁業権が設定されている海面のうち陸に接している区域をまきえ釣の禁止区域とし、漁業者にとって良好な釣漁場の保護を行っています。
- 議 長 よろしいでしょうか。
- なければ採決に移ります。第37号議案「まきえ釣の委員会指示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
- 全 委 員 はい。
- 議 長 異議なしということで、第37号議案は原案のとおり承認します。

【第38号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について】

【第39号議案 漁業許可に係る制限措置及び申請期間等の公示について】

議長 続いて、第38号議案「なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について」、第39号議案「漁業許可に係る制限措置及び申請期間等の公示について」を一括上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第38号議案と第39号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

小川主査 （資料3及び資料4により、なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について説明し、資料3及び資料5により、小型まき網漁業等の許可に係る制限装置及び申請期間等の公示について説明した。なお、小型まき網漁業等の許可申請期間については、広島県漁業調整規則第11条第2項により、令和4年9月7日から令和4年9月16日までに短縮することを説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

松下委員 各漁業の許可すべき漁業者の数の増減は、どのような手続きを経て決定しているのでしょうか。

小川主査 各農林事務所を通じて各漁協に要望を聞き、許可の返納も含めて必要となる定数を漁業ごとに確認して定めることとしています。

箱崎委員 なまこ漁業は、いさりと素潜りが対象の許可という理解でよろしかったでしょうか。

小川主査 そのとおりです。潜水器漁業とは別のものになります。

米田委員 前回の委員会の議題に挙げた船舶を使用する潜水器漁業の申請はあったのでしょうか。

小川主査 現行の許可者から引き続きの申請がありました。

米田委員 船舶を使用する潜水器漁業を行う漁業者の数は増えてはいないのでしょうか。

小川主査 はい、増えてはいません。

米田委員 安芸地区からの申請はあったのでしょうか。

小川主査 安芸地区からの申請はありませんでした。

米田委員 新規で許可申請してみたいという話を聞いたため確認させていただきました。当委員会では、安芸地区では潜水器漁業を許可すべきではなく反対したとの認識です。

小川主査 船舶を使用する潜水器漁業の申請につきましては、備後海域で現在漁業を行っている方が引き続き申請をしているだけで、増えてはいません。

米田委員 わかりました。たこつぼ漁業の総数はいくらでしょうか。

小川主査 本日の配布資料にはありませんが、漁業の許認可方針を確認して説明させていただきますと、たこつぼ漁業の定数は海域1が598、海域2が60、海域3が270です。補足説明になりますが、たこつぼ漁業は人気が高く、今回の要望調査において廃業数よりも要望数が多いため、廃業見合いの調整が整ったもののみを今回の許認可すべき船舶

の数として記載しております。このため、たこつぼ漁業については定数の増減はございません。

米田委員 安芸地区のたこつぼ漁業の許可総数は598ということですが、かき筏を曳航した際にたこつぼを引っ掛けて持っていかれたといったトラブルが多い。

小川主査 今まで聞いたことのあるトラブルのなかで、仕掛けてあるたこつぼをかき筏にもっていかれたという事例はあります。

米田委員 かき筏の間には必ずたこつぼが敷設されています。たこつぼ漁業の許可数が余りに多いと感じており、1人当たりの使用漁具数を制限する等の対策が必要だと考えます。今年もタコも小型で不漁と聞きますし、また議論できればと思います。

議長 よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。採決は議案ごとに行います。第38号議案「なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 反対がないようなので、異議なしと認め、第38号議案は原案のとおり承認します。つづいて、第39号議案「漁業許可に係る制限措置及び申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第39号議案は原案のとおり承認します。

(2) 報告事項

【山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について】

議長 それでは、報告事項に移ります。

「山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について」、事務局から説明をお願いします。

福地次長 (資料6により、対山口の連合海区漁業調整委員会の開催結果について説明した。)

議長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様のご意見・ご質問をお願いします。

ご意見はありませんか。

(意見なし)

(3) その他

議長 なければ、その他に移ります。

事務局から全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について、報告があるそうです。では、事務局から説明してください。

福地次長 (資料7により、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動の結果について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見・ご質問をお願いします。
ご意見はありませんか。
(意見なし)

議長 本日予定されていた議題・報告はこれで終わりましたが、委員の皆様、事務局から何かございますか。

山田委員 本委員会の内容とは直接関係のない話なのですが、県の水産課にお伝えしたいことがあります。漁業調整規則の中で、岩礁破碎と砂利採取の許可の権限が知事許可になっていると思うのですが、許可の対象となる事業と対象にならない事業の仕分けはあるのでしょうか。

木村課長 明確には決まっていません。ケースバイケースです。

山田委員 ケースバイケースにおいて微妙な場合があると思うのですが、それが定めたものがあるのでしょうか。

小川主査 微妙であるため明確にしていない部分もあります。基本的には、漁業権漁場の岩礁を破碎する行為や、漁場に堆積したものも含む砂利を採取する行為は該当します。

山田委員 私は港湾振興課が主催の海域利用審査会の委員になっておりまして、現在、竹原の賀茂川の河口のハチ岩のところに大きな船舶が係留できるホームをつくる計画があります。その事業において、岩礁の破碎や砂利の採取を行う工事が必ず行われるわけですが、事務局の港湾振興課に質問した際、岩礁破碎や砂利採取の許可に関しては水産課の所掌であるという回答と、今回の事業については漁業調整規則の岩礁破碎や砂利採取の許可対象にならないと水産課は判断しているという回答がありました。水産課から港湾振興課にどのような回答をされたのかはわかりませんが、微妙な解釈を定めたものが何かあるのであればお聞きしたいです。

海砂利の採取が禁止され、漁業調整委員会の中でも採取期間や採取量がずっと審議されてきました。漁業調整規則の岩礁破碎や砂利採取を所掌する立場として、当該事業について水産課がどのような判断をするのかお聞きしたかったのです。

木村課長 この場でお答えできないこともありますが、反対運動があると聞いておりますので、微妙な判断をせまられることになると思います。

山田委員 許可されるか否か、対象になるか否かという話を安易に示せないと案件だと思います。港湾振興課の担当から先ほどの話を聞いたため、心配になりお聞きしました。

小川主査 確認いたします。

議長 他に意見はございますか。

濱松委員 県の協力を得てたこつり遊漁に対する啓発活動を2回行い、8月22日に3回目を予定しています。かなり効果が出ており、漁協の指導船を見ると遊漁船が避けて行

くし、最近は遊漁船の数も減ってきた。引き続き、皆様の協力の中で行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 他にありませんか。

無いようであれば、これをもちまして第484回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

(14時11分閉会)